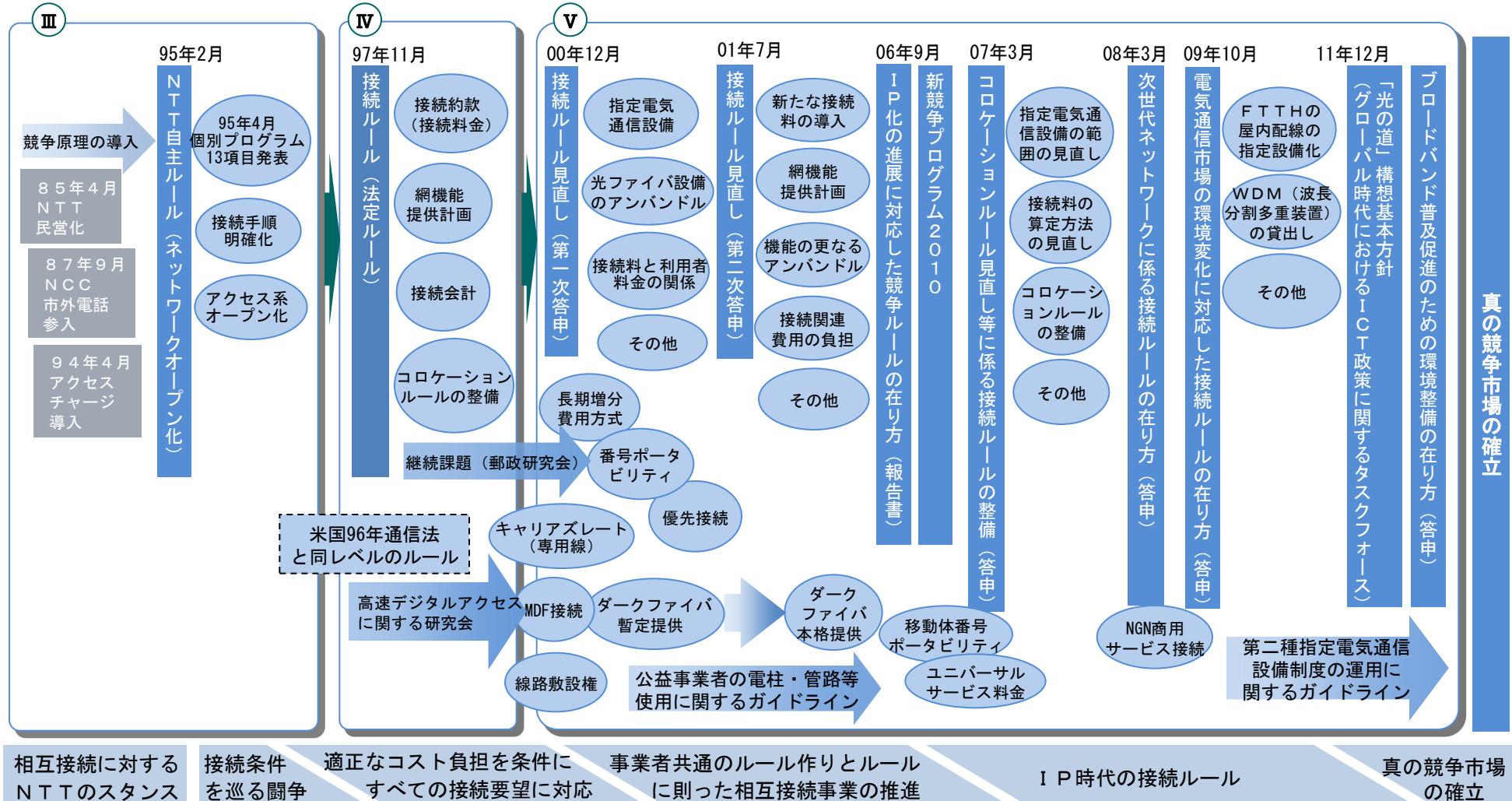


第2章

ネットワークのオープン化の取り組み

I 接続ルールの整備状況とネットワークのオープン化

当社は、他の電気通信事業者が当社ネットワークを自在に活用し、自由な発想によって多様なサービス展開を可能とするために、「ネットワークのオープン化（1995.2）」を発表し、現在にいたるまで様々な取り組みを実施してきました。



II 自由競争市場の実現に向けた3つの課題と相互接続の歴史

自由競争市場実現に向けた3つの課題

- ①当社のネットワークをオープンにすることにより競争を促進し、市場を活性化する。
- ②接続（相互接続）ルールを確立し、公正有効競争が図れる自由市場を実現する。
- ③自由競争実現を阻害する各種規制の緩和／撤廃を推し進める。

相互接続の歴史

競争原理導入	1985. 4 電気通信事業法施行（NTT民営化） 1987. 9 NCC市外電話参入 1994. 4 事業者間接続料金制度導入 1994. 11 フレームリレー、VPN接続問題
ネットワークオープン化	1995. 2 ネットワークオープン化宣言 1995. 3 接続協議手順等の明確化に関する具体的措置 1995. 9 アクセス系のオープン化
接続ルール	1997. 11 接続ルールの施行（事業法改正） 1997. 12 ネットワークのデジタル化完了 1998. 2 WTO合意の発効 1998. 3 接続約款認可・実施 2000. 10 接続ルール見直し諮問 2000. 12 接続ルール見直し第一次答申 2001. 7 接続ルール見直し第二次答申 2006. 10 コロケーションルールの見直し等諮問 2007. 3 コロケーションルールの見直し等答申 2007. 10 「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方」について諮問 2008. 3 「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方」について答申 2009. 2 「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方」等諮問 2009. 10 「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方」等答申 2010. 12 「光の道」構想に関する基本方針公表 2011. 3 「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」について諮問 2011. 12 「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」について答申

Ⅲ 自主ルールによる取り組み

当社は、競争の促進により電気通信市場が活性化し、結果的にお客様に安くて多様なサービスが提供できるという観点に立ち、競争環境を整備し、競争しやすい場を提供するためにネットワークのオープン化を推進してきました。

基本的な考え方

- 適正な費用負担を前提に、技術的に不可能等合理的な理由のある場合を除き、全ての接続要望に応える。
- 他事業者様とNTT網との相互接続の条件については、「公平・公正、内外無差別」とする。

※「ネットワークのオープン化について（基本的な考え方等）」（1995.2発表）

具体的な施策

- 原則すべての接続要望を実現
- 標準的な接続手順及び期間の作成・実施
- 接続費用の透明化、明確化、低廉化 ➡ 算定根拠の提示、ネットワークコストの削減
- 網機能の追加・変更の公示 ➡ インタフェース条件の開示
- 相互接続協定の公開 ➡ 相手事業者様の承諾を得た場合

※接続協議手順等の明確化に関する具体的な措置（1995.3.31発表、1995.8.31改訂）

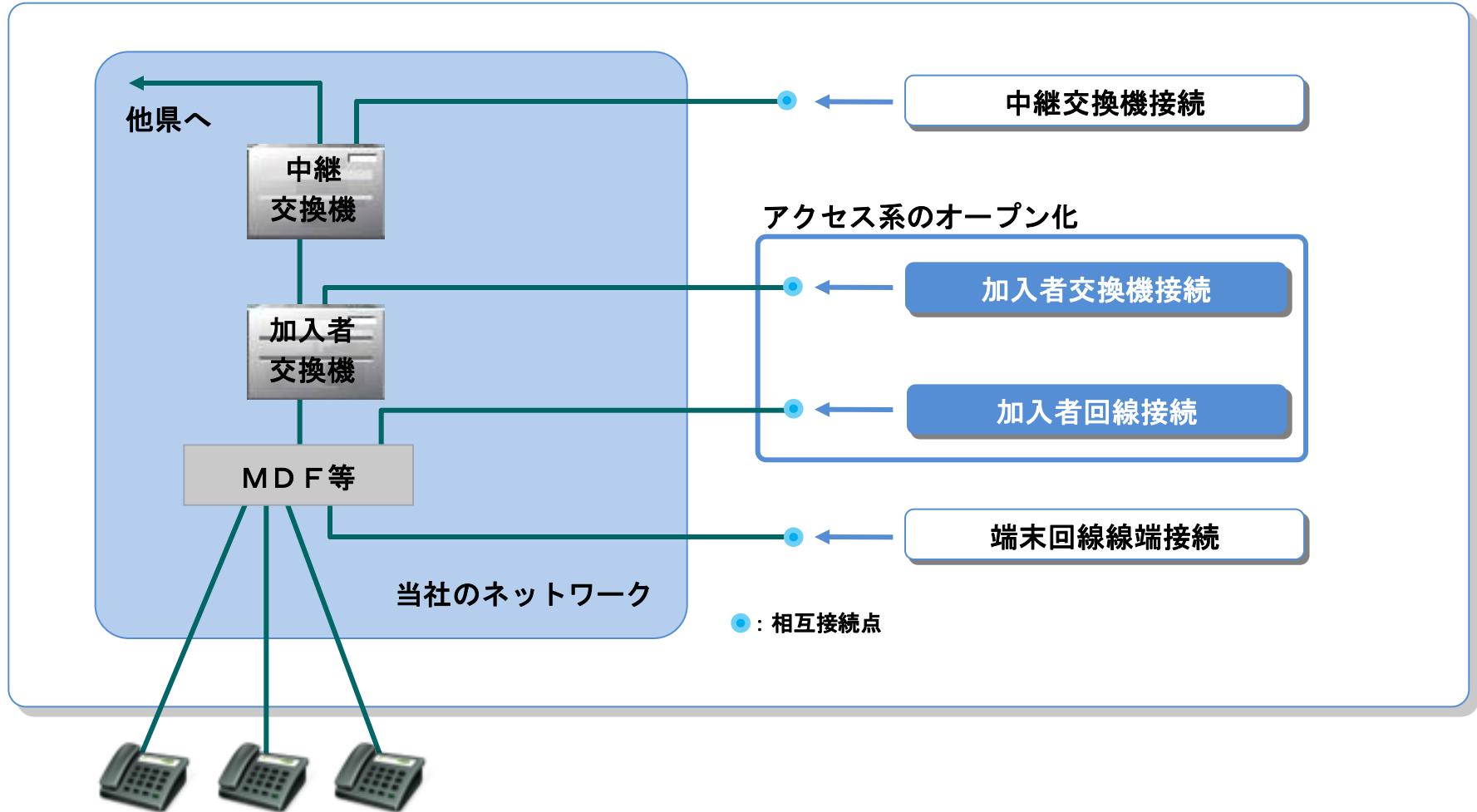
(参考) オープン化個別プログラムの実施

当社は、平成7年4月に自主的なネットワークのオープン化として「ネットワークオープン化個別プログラム13項目」を発表し、その実現に向けて取り組んできました。その結果、平成13年5月に下記のオープン化個別プログラムは全て実現いたしました。

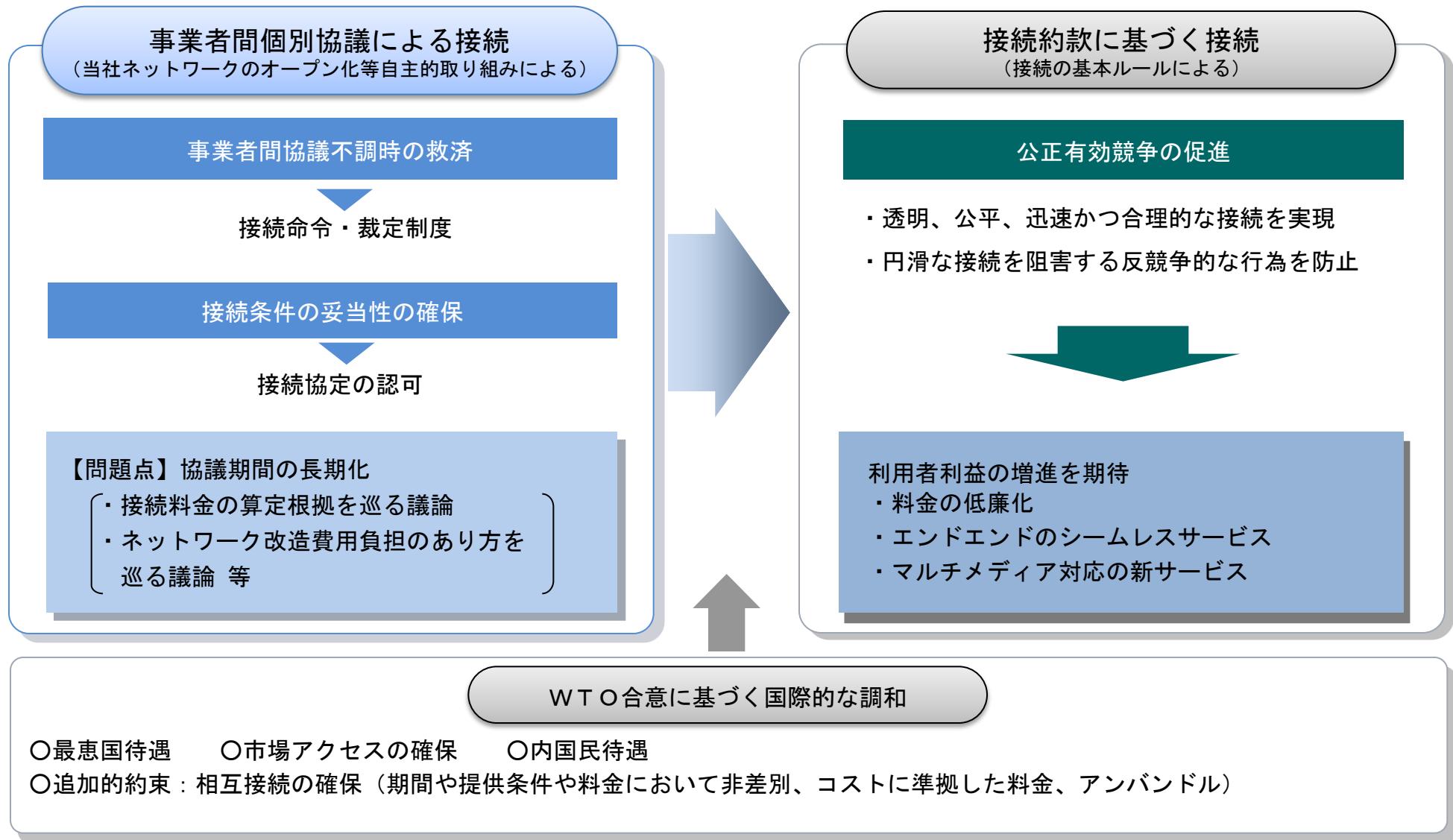
個別プログラム	実施時期・検討状況等
1. 「公一専」及び「公一専一公」接続	H 7. 4 (公専) 、 H 8. 10 (公専公)
2. PHSとの相互接続	H 7. 7 (NTT網活用型) 、 H 8. 3 (NTT網接続型)
3. 専用サービスと電話サービスの相互接続	H 7. 10
4. CATV電話との相互接続	H 8. 12
5. ファクシミリ無鳴動着信	H 9. 3
6. 信号網接続	H 9. 12 (基本サービス) 、 H 12. 1 (高度サービス)
7. 片方向接続から双方向接続への拡大等	H 9. 12
8. 発信電話番号通知	H 10. 2 (本格サービス)
9. NTTフリーダイヤルへの接続	H 10. 10 (CATV) 、 H 11. 4 (移動体等)
10. 第二種電気通信事業者との中継線接続	H 10. 10
11. NCCフリーホン	H 12. 1
12. 番号ポータビリティ	H 13. 3
13. 優先接続 (イコールアクセス)	H 13. 5

(参考) 市内網の開放（アクセス系のオープン化）

従来の中継交換機接続に加え「市内交換機」での接続や加入者回線で接続を可能とすることにより、市内網を開放しました。

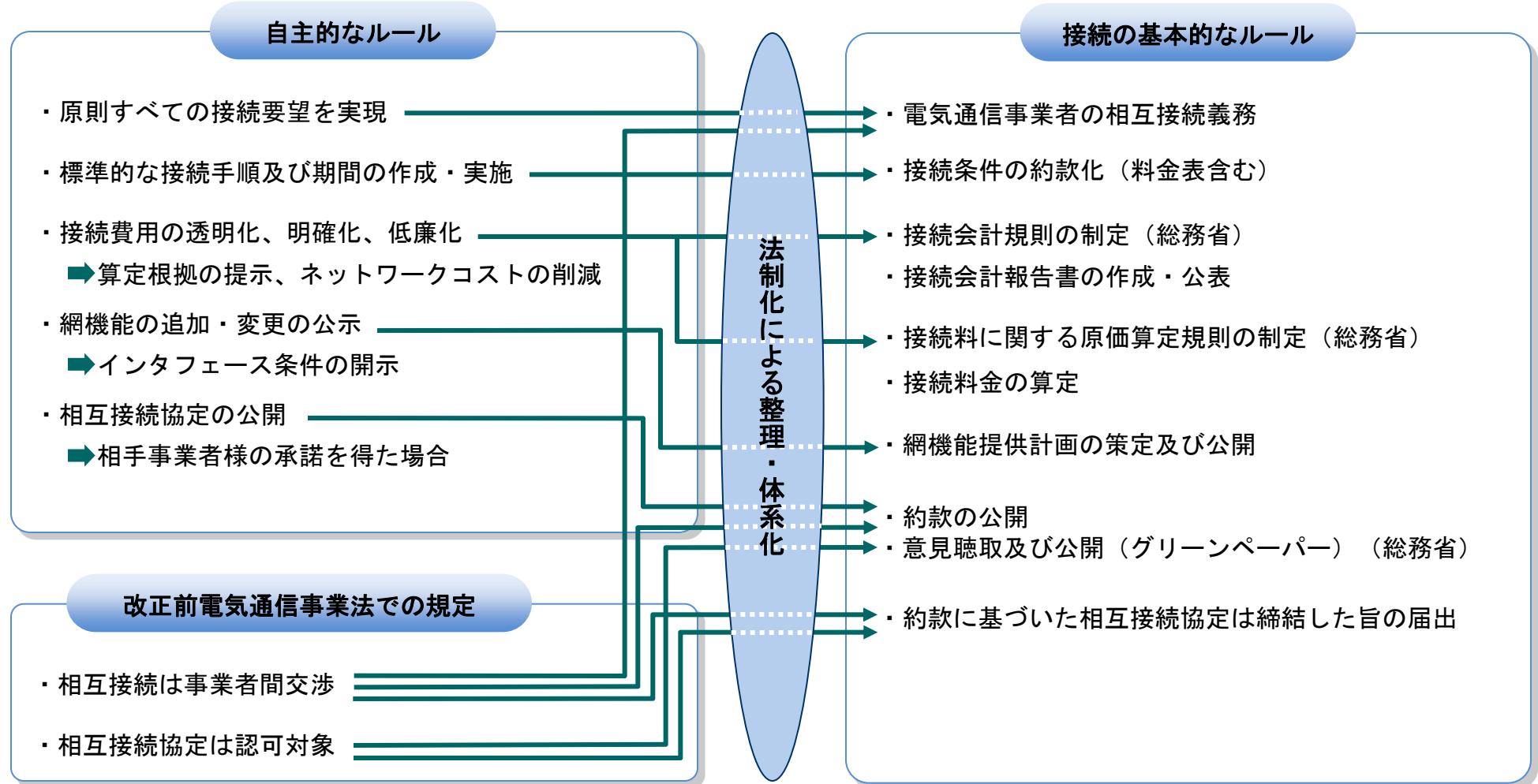


IV 接続の基本ルールの法制化による接続制度の見直し



(参考) 自主ルールとの接続の基本的なルールの比較

接続の基本的ルールの法制化により、従来の自主ルールは整理され、公正有効競争が促進されています。



V 接続ルールの見直し①

接続ルールは、環境変化等を踏まえた答申等に基づき、改正が行われています。

「接続ルールの見直しについて」第一次答申 (2001.4省令改正)

1. 指定電気通信設備について
 - ・移動体通信事業者の設備の扱い
 - ・光ファイバ設備の扱い
 - ・中継系伝送路設備等の扱い
2. 光ファイバ設備のアンバンドル
3. 接続料と利用者料金の関係
 - ・接続料と定額的な利用者料金等の水準
 - ・事業者向け割引料金（キャリアズレート）の拡大
4. その他の事項
 - ・接続関連費用の負担の考え方
 - ・ISDNから電話への同番移行
 - ・網機能提供計画
 - ・接続許否の手続規定の整備
 - ・接続制度全体の定期的な見直し

「IT時代の接続ルールの在り方について」第二次答申 (2001.12省令改正)

1. 新たな接続料の導入について
 - ・光ファイバ設備の接続料
 - ・インターネット向け定額接続料の設定
 - ・公衆網への事業者向け割引料金の設定
2. 網機能提供計画制度の改善
 - ・網機能計画制度の原則の維持
 - ・網機能計画の適用範囲
 - ・網機能計画の公表期間
3. 機能の更なる細分化（アンバンドル）
 - ・伝送路の更なる細分化
 - ・FTTHサービスの提供に用いられる光ファイバ網の細分化
4. 接続関連費用負担の考え方
 - ・基本的な接続機能の判断基準
 - ・個別負担の接続料における算定方法の見直し
5. その他の事項
 - ・接続料の利用料金との関係の検証
 - ・光ファイバ設備の利用に係る手續等の内外無差別適用
 - ・接続用ソフトウェア開発期間の短縮

「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」答申 (2007.7省令改正)

1. 第一種指定電気通信設備の対象範囲の見直し
 - ・第一種指定電気通信設備の指定方法
 - ・地域IP網等に対する指定
2. 接続料の算定方法の見直し
 - ・接続料と利用者料金の関係の検証（スタックテスト）に係る見直し
 - ・事後精算制度の見直し
 - ・接続料債務の不履行リスクの扱い
 - ・分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定
3. コロケーションルールの整備
 - ・中継ダークファイバの扱い
 - ・局舎スペース等の扱い
 - ・電柱におけるコロケーションルール
4. その他の事項
 - ・屋内配線工事の扱い
 - ・回線名義人情報の扱い
 - ・加入ダークファイバ及び局内光ファイバの申込み手続の見直し

V 接続ルールの見直し②

「次世代ネットワークに
係る接続ルールの在り方に
ついて」答申
(2008. 7省令改正)

1. 第一種指定電気通信設備の 指定範囲

- ・第一種指定電気通信設備の
指定の考え方等
- ・N T T 東西の次世代ネットワークの扱い
- ・地域 I P 網等の扱い

2. 次世代ネットワークの設備・機能 の細分化（アンバンドル）

- ・検討上の留意点
- ・各機能のアンバンドルの要否
- ・機能の段階的発展等への対応
- ・標準的な接続箇所

3. 接続料の算定方法等

- ・接続料の算定方法
- ・接続会計の設備区分
- ・分岐端末回線単位の加入データ
　ファイバ接続料の設定

4. その他

- ・接続に関する同等性の確保等
- ・スタッカテスト
- ・映像配信プラットフォームのオープン化等

5. 接続ルールの見直し

「電気通信市場の環境変化に
対応した接続ルールの
在り方」答申
(2009. 12省令改正)

1. モバイル市場の公正競争 環境の整備

- ・第二種指定電気通信設備制度の検証
- ・ネットワークインフラの利活用

2. 固定ブロードバンド市場の 公正競争環境の整備

- ・F T T x サービス
- ・D S L サービス
- ・固定ネットワークインフラの利活用

3. 通信プラットフォーム市場・ コンテンツ配信市場への参入 促進のための公正競争環境の 整備

- ・通信プラットフォーム機能のオープン化
- ・紛争処理機能の強化等

4. 固定通信と移動通信の融合 時代等における接続ルールの 在り方

- ・接続料算定上の課題
- ・固定通信と移動通信の融合時代等に
　における接続ルールの在り方

「ブロードバンド普及促進
のための環境整備の
在り方」答申

1. 電話網から I P 網への円滑な 移行の在り方について

- ・コア網のPSTN から I P 網への移行に伴う
　今後のネットワークの在り方
- ・円滑な移行に向けた利用者対応の在り方
- ・競争環境維持のための事業者対応の在り方

2. ブロードバンド普及促進のための 競争政策の在り方について

- ・N G N のオープン化によるサービス競争促進
 - 中継局接続機能
 - 収容局接続機能
 - アクセス回線
 - 通信プラットフォーム機能
- ・モバイル市場の競争促進（オープン化）
 - ネットワークレイヤー
 - プラットフォーム・端末レイヤー
- ・線路敷設基盤の開放による設備競争の促進
 - 電柱・管路等の使用手続の簡素化等
 - マンション向け光屋内配線の開放
 - 地中化エリアへの対応
 - 鉄塔等の一層のオープン化
- ・今後の市場環境の変化等を踏まえた公正競争
環境の検証の在り方等